

令和7年度 視覚障害者移動支援従事者(同行援護従業者) 資質向上研修 実施要領

<趣旨>

移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の指導者の増員と質の向上を目指すとともに、移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修未実施地域の解消を図ることを目的とする。

<実施主体>

主 催 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

実施機関 日本視覚障害者団体連合内 同行援護事業所等連絡会

<受講対象者>

(一般の部) 以下の①②③いずれにも該当すること

- ① 定められた日程について参加ができる者
 - ② 視覚に障害がない者
 - ③ 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の講師として、または企画・運営者として関わっている、もしくは、今後関わる予定があり、それについて所属事業所または養成研修実施事業所の証明がある者
- なお、原則として実技の講師として関わっている者は全日程の受講、実技の講師として関わっていない者は講義のみの受講とする。

(視覚障害当事者の部) 以下の①②いずれにも該当すること

- ① 定められた日程について参加ができる者
 - ② 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の講師として、または企画・運営者として関わっている、もしくは、今後関わる予定があり、それについて所属事業所または養成研修実施事業所の証明がある者
- なお、原則として実技の講師として関わっている者は全日程の受講、実技の講師として関わっていない者は講義のみの受講とする。

<日程・開催地・申込締切日> ※定員になり次第、締切日以前でも締め切ります。

(一般の部)

	日程	開催地	申込締切日
1期	令和7年 7月16日(水)～7月19日(土)	日本視覚障害者センター	6月6日(金)
2期	令和7年 9月18日(木)～9月21日(日)	日本視覚障害者センター	8月8日(金)
3期	令和7年10月17日(金)～10月20日(月)	京都ライトハウス	9月5日(金)
4期	令和8年 2月18日(水)～2月21日(土)	日本視覚障害者センター	令和8年 1月9日(金)

(視覚障害当事者の部)

日程		開催地	申込締切日
1期	令和7年12月18日(木)～20日(土)	日本視覚障害者センター	11月7日(金)

<申込に際して必要な書類>

申込開始日は令和7年4月1日とする。

(一般の部・視覚障害当事者の部)

- ① 申込票 (別紙1-1A、1-1B)
- ② 養成研修従事証明書 (別紙1-2)

(実際に移動支援従事者及び同行援護従業者養成研修に関わっている、または関わる予定があることを所属事業所または養成研修実施事業所によって証明されるもの)

<申込方法>

申込は下記の方法のとおり。いずれも電子メールまたは郵送で申込むこと。

ただし、受講料、交通費、宿泊費を都道府県に負担いただける場合があるため、申込に際してはまず都道府県に確認のこと。

(都道府県を通して申し込む場合)

- ① 管内の市区町村、事業所、視覚障害者団体及び個人は都道府県へ申込みを行う。
- ② 都道府県は参加者をとりまとめ、日本視覚障害者団体連合に必要書類を送付する。
- ③ 日本視覚障害者団体連合は都道府県に電子メール、受講者(申込票記載のメールアドレスと住所宛て)に電子メールと郵送で受講決定通知を送付する。

(日本視覚障害者団体連合へ直接申し込む場合)

- ① 事業所、視覚障害者団体及び個人は日本視覚障害者団体連合に必要書類を送付する。
- ② 日本視覚障害者団体連合は受講者(申込票記載のメールアドレスと住所宛て)に受講決定通知を送付する。

<定員・最小催行人数>

(一般の部)

定員24名とし、全日程受講者が12名未満の場合は開催しない。

(視覚障害当事者の部)

定員18名とし、全日程受講者が10名未満の場合は開催しない。

＜受講料＞

受講決定通知に記載された期日までに指定された口座へ振り込むものとする。期日までに支払いが確認できない場合は受講できない場合がある。

途中欠席等により修了できなかった場合も受講料は全額納付することとし、また、返金もしない。

・一般の部

全日程受講 40,000円 / 講義のみ受講 25,000円

・視覚障害当事者の部

全日程受講 35,000円 / 講義のみ受講 20,000円

なお、一般の部については、研修中、中央法規出版「新版同行援護従業者養成研修テキスト」を使用するので、受講者は持参ないしは当日購入すること。

＜研修カリキュラム＞

令和7年4月からの同行援護従業者養成研修の新カリキュラムに準拠して実施する。

一般の部は1－3Aを参照のこと

視覚障害当事者の部は1－3Bを参照のこと

＜受講決定＞

受講の可否は、いずれの場合も受講希望者へ日本視覚障害者団体連合から郵送およびメールにて、決定後1週間以内に通知する。

定員を上回る応募があった場合には、この研修の趣旨に基づき、「養成研修従事証明書」の提出がある者から優先して受講決定を行うこととする。

受講料の振り込みについて、また、研修受講上必要な内容については受講決定通知に記載する。

＜修了証・認定証＞

研修を受講した者には「修了証」を発行する。ただし、遅刻・早退や受講態度が著しく悪い者については、「修了証」を発行しない場合がある。

また、同行援護従業者養成研修の指導者としてふさわしいと主催者が認めた者には、「修了証」とは別に「指導者認定証」を発行する。

この「指導者認定証」は有効期限を5年とする。

＜研修中の事故等について＞

主催者は受講者の安全を考慮し、傷害保険に加入する。

万が一事故等が起こった場合には加入している保険の範囲内で補償する。

＜個人情報の取扱いについて＞

受講申込票、養成研修従事証明書に記載された個人情報は本研修の実施に関わる必要最小限度の目的のみに使用する。

指導者認定証の対象者については、地域において開催される同行援護従業者養成研修への積極的な登用を目的として、日本視覚障害者団体連合から各都道府県、障害者団体、研修事業者等へ通知する場合もある。

<申込書送付先>

郵送 : 〒169-8664

東京都新宿区西早稲田2-18-2

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 事業部

メール: jigy@jfb.jp

<研修受講に関するお問い合わせ先>

同行援護事業所等連絡会事務局

メール: jim_doukouenngo@yahoo.co.jp 電話: 090-1574-5776 (金村)

<その他 連絡先>

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 事業部

メール: jigy@jfb.jp 電話: 03-3200-0011 (内線1)